



第5章

子ども・子育て支援事業計画



第5章 子ども・子育て支援事業計画

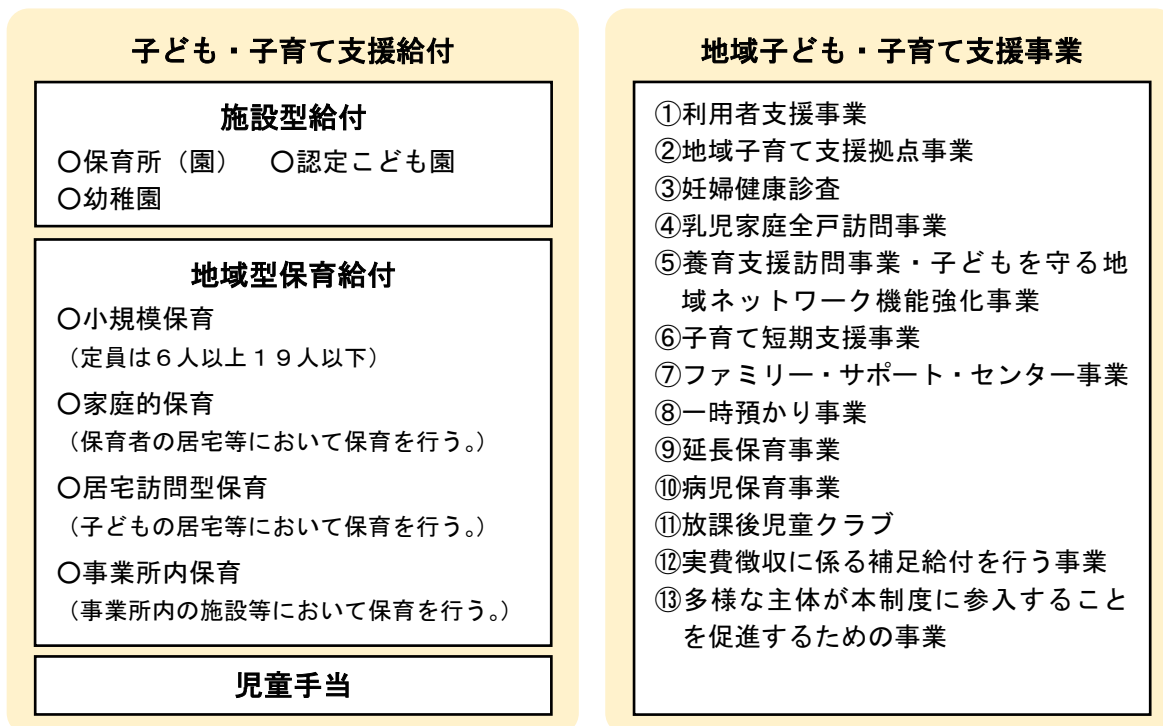
基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法^{*}（子ども・子育て支援法／認定こども園法の一部改正／子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の状況を明らかにするものです。

(1) 事業の全体像



(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

(3) 教育・保育の認定について

「保育所（園）」、「認定こども園」、「幼稚園」、「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

〈教育・保育の認定区分〉

認定区分	利用時間	施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定以外の子ども	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働や疾病等により、家庭において必要 な保育を受けることが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働や 疾病等により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定を受けることができる場合であって、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり64時間としています。

○教育標準時間：1日4時間の幼児教育

○保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）

○保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）



2. 教育・保育事業の量の見込み

(1) 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

■量の見込みの算出根拠

① 1号認定（3～5歳児）

- ◆令和元年5月1日現在の認定こども園・幼稚園の入園児童数は804人で、定員1,258人に対する充足率は63.9%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化による動向に注視し、事業量の確保に努めます。

② 2号認定（3～5歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園の入園児童数は1,216人で、定員1,436人に対する充足率は84.7%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化による動向に注視し、事業量の確保に努めます。
- ◆2号認定のうち「3～5歳教育」とは、幼稚園と預かり保育を併用して利用している人数となっています。

③ 3号認定（0歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は59人で、定員200人に対する充足率は29.5%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化や共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

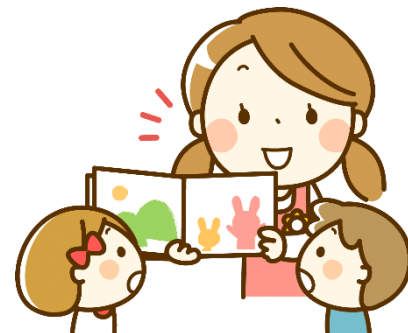
④ 3号認定（1・2歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は688人で、定員700人に対する充足率は98.3%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化や共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		892	112	1,072	199	658	833	101	1,031	199	675
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652	663	38	1,270	188	652
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—	521	74	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	48	—	—	—	12	48
	②合計	1,184	112	1,270	200	700	1,184	112	1,270	200	700
②-①		292	0	198	1	42	351	11	239	1	25
		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		799	99	1,011	199	684	767	98	992	199	692
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652	663	38	1,270	188	652
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—	521	74	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	48	—	—	—	12	48
	②合計	1,184	112	1,270	200	700	1,184	112	1,270	200	700
②-①		385	13	259	1	16	417	14	278	1	8
		令和6年度									
		1号	2号		3号						
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育					
①量の見込み (必要利用定員総数)		748	97	990	199	700					
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652					
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—					
	地域型保育事業	—	—	—	12	48					
	②合計	1,184	112	1,270	200	700					
②-①		436	15	280	1	0					



(2) 教育・保育の確保方策のまとめ

教育・保育の確保方策としては、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の整備、認可保育所（園）の定員増などにより教育・保育の提供を確保します。

〈確保方策として定める特定教育・保育施設等の数〉

(単位：か所)

施設の種類の		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所（園）	10	10	10	10	10
	認定こども園（幼保連携型）	8	8	8	8	8
	認定こども園（幼稚園型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（保育所（園）型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0
	保育所（園）分園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園		4	4	4	4	4
特定地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
	家庭的保育	1	1	1	1	1
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設（※）		0	0	0	0	0

※ただし、県や市町が運営費支援等を行っている施設に限る。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。

【母子保健型】：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。

■今後の方向性

- ◆現在、こども家庭課に設置している母子保健型を維持し、支援体制を確保します。
- ◆気軽に相談できる場として、市ホームページや広報紙等を活用し、広く市民に周知します。

■量の見込みと確保方策

【基本型】

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	—	—	—	—	—
確保方策（か所）	—	—	—	—	—

【母子保健型】

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本市では、3か所の施設で実施しており、平成30年度の実績は34,765人日（0～5歳・保護者）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。
- ◆令和元年度に整備した真岡駅子ども広場について、利用者のニーズに応じて新たな支援拠点としての機能の追加を検討します。
- ◆立地適正化計画によるまちづくりとして、真岡駅子ども広場が都市機能誘導区域に指定されており、都市機能としての役割を担うことになるため真岡駅子ども広場を地域子育て支援拠点施設として増設を検討します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）	30,000	30,000	40,000	40,000	40,000
0～2歳（延べ利用人数）	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000
3～5歳（延べ利用人数）	3,000	3,000	6,000	6,000	6,000
小学1・2年生（延べ利用人数）	—	—	2,000	2,000	2,000
保護者（延べ利用人数）	14,000	14,000	17,000	17,000	17,000
確保方策（か所）	3	3	4	4	4

※地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、国では0-2歳児の延べ利用人数としているが、本市では0-5歳児及び保護者を含めた量の見込みを設定している。また、令和4年度より新拠点の追加を見込んで「小学1・2年生」を対象として追加している。

③妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊産婦健康診査の年間延べ受診回数は、平成 27 年度 7,794 人回、平成 28 年度 8,309 人回、平成 29 年度 7,085 人回、平成 30 年度 7,643 人回となっています。
- ◆妊娠届出数は、平成 27 年度 665 人、平成 28 年度 643 人、平成 29 年度 669 人、平成 30 年度 608 人となっています。平成 30 年度の 1 人あたりの受診回数は 12.6 回となっています。
- ◆産後健康診査の受診者数は、平成 27 年度 689 人、平成 28 年度 606 人、平成 29 年度 570 人、平成 30 年度 585 人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆母子の健康保持のため、医療機関との調整を図り、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
妊婦健康診査 量の見込み（人回）	7,723	7,723	7,723	7,723	7,723
産後健康診査 量の見込み（人）	613	613	613	613	613



④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握とともに、子育ての孤立を防ぐため様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報等を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆乳児家庭全戸訪問事業の実績は、平成27年度619人、平成28年度644人、平成29年度632人、平成30年度618人と、減少傾向で推移しています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、出生時全員が事業対象であることから、0歳児の推計人口とします。
- ◆新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（人）	601	589	578	569	560



⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行う事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携の強化等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

■量の見込みの算出根拠

- ◆養育支援訪問事業の訪問実績（延べ件数）は、平成 27 年度 116 件、平成 28 年度 108 件、平成 29 年度 100 件、平成 30 年度 125 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆養育支援が特に必要である家庭等に対し、支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）	130	135	140	145	150



⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

■量の見込みの算出根拠

- ◆子育て短期支援事業の実績は、平成30年度7人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、現行計画を継承し、「40人日」と設定します。
- ◆提供体制として、5施設との連携を図り、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）		40	40	40	40	40
確保方策	（延べ利用人数）	40	40	40	40	40
	（か所）	5	5	5	5	5

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆平成31年4月1日現在の会員数の内訳は、依頼会員が306人、提供会員が48人、両方会員が6人で、活動件数は507件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動件数の増加を図ります。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）	545	565	585	605	625
確保方策（延べ利用人数）	545	565	585	605	625

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

- ◆一時預かり（幼稚園型）の1号による利用実績は、平成27年度1,257人日、平成28年度4,175人日、平成29年度2,046人日、平成30年度2,612人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ◆平成30年度の実績は、一時預かり事業（幼稚園型を除く）が192人日、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型事業を除く）が160人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆一時預かりに対するニーズは高いことから、現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

【ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (延べ利用人数)	1号による利用	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策	(延べ利用人数)	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	(か所)	8	8	8	8	8

【イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）】

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ利用人数）		410	410	410	410	410
確保方策 （延べ利用人数）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	250	250	250	250	250
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	160	160	160	160	160
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—
確保方策 （か所）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	5	5	5	5	5
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■ 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 30 年度の実績値は、年間実利用者数は 462 人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■ 量の見込みと確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）		475	475	475	475	475
確保方策	（人）	475	475	475	475	475
	（か所）	12	12	12	12	12

⑩病児保育事業

病児・病後児保育について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本事業は、平成30年度まで広域連携した病児対応型施設と病後児対応型施設の計2か所で開催しており、平成30年度の実績は70人日となっています。平成31年4月より病児対応型施設が市内に開設したことにより、広域連携を終了し、現在は2施設となっています。
- ◆新たに開設した病児対応型施設の実績を基に、ニーズが高い事業であることから、一定期間は増加傾向、その後は一定量の見込みを設定します。
- ◆仕事と子育ての両立支援の一環として、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (延べ利用人数)	病児保育事業	450	480	500	500	500
	病後児保育事業	70	80	90	90	90
確保方策 (延べ利用人数)	病児保育事業	500	600	600	600	600
	病後児保育事業	80	90	90	90	90
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—
確保方策 (か所)	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	1	1	1	1	1



⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和元年5月1日現在の放課後児童クラブは27支援の単位(クラス)となっています。
- ◆放課後児童クラブの利用児童数は、平成27年度713人(低学年608人/高学年105人)、平成28年度824人(低学年690人/高学年134人)、平成29年度784人(低学年664人/高学年120人)、平成30年度830人(低学年708人/高学年122人)となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。子育て世代の増加が見込まれる地域においては、放課後児童クラブのニーズが高まると予測されます。また、女性就業率の上昇に伴い、放課後児童クラブに対するニーズも高まると予測されることから、現在の実施支援の単位(クラス)数を増やし、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	低学年 (1-3年生)	800	840	850	880	890
	高学年 (4-6年生)	140	140	140	150	150
	合計	940	980	990	1,030	1,040
確保方策	(人)	960	1,000	1,000	1,040	1,040
	支援の単位 (クラス)	28	29	29	30	30



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の所得状況及びその他の事情を勘案して、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設等に対して当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

■今後の方向性

◆国の基準に準じて助成を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

◆今後の動向に応じて検討します。



4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保育所（園）及び幼稚園の機能をあわせもち、保護者の就労状況にかかわらず、子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもを幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

② 幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに人材育成に努めるものとします。

本市では、研修に必要な助言等の支援を行います。

③ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

ア 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たしています。特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

イ 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

ウ すべての家庭への子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業などの充実を図ります。さらに、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供を行い、子育て支援の充実に努めます。

④教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れの可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談についても、教育・保育施設との連携が必要となってきます。

⑤保育所（園）、認定こども園、幼稚園と小学校等との連携の推進方策

ア 保育所（園）、認定こども園、幼稚園から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

イ 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な児童たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

多くの保育所（園）、認定こども園、幼稚園が、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

